

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 4 月 13 日

申請者 氏名又は名称 **サカケチスドウコウサウジヨ**
 坂口水道工業所
 住所 〒633-0014 **和歌山県 和歌山市 栗原 47**
 代表者氏名 **吉堂 文明**
 電話番号 0744-43-0537
 FAX番号 0744-43-0537
 メールアドレス sakaguchisuidou@gmail.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

 - ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	<input checked="" type="checkbox"/>	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	<input checked="" type="checkbox"/>	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 2 年 4 月 13 日

申請者 氏名又は名称

株式会社 坂口水道工業所

住 居 所

〒633-0014 桜井市栗原47

代表者氏名

吉堂 文明

0744-43-0537



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	坂口水道工業所 坂口水道工業所
上記事業所の所在地	郵便番号 633-0014 住所 杉井市粟原47 電話番号 0744-43-0537 F AX番号 0744-43-0537 メールアドレス sakaguchisuidou@gmail.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ヨシドウミヤ 吉堂文明	第3761号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 2 年 4 月 13 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	3	
	エンジンカッター	Z4-1L製(50~150mm 用)	2	
	電動式キールカッター	極橋製(150~300mm用)	1	
	塩ビカッター	VC50	2	
	"	VC25	1	
	"	VC20	6	
	電子セパレーター	PS-200	1	
管の加工用の 機械器具	やすり	300平型判丸型	2	
	パイプパイプ切り器	N-50A	1	
	"	N-80A	1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	カワボシバ式	4	
	パイプレンチ	13mm ~ 100mm	4	
	スパナ チェーンレンチ	CW-10	3 2	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T-508	3	
	電動式テスト	自記録用	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 4 月 13 日

申請者

氏名又は名称

坂口水道工業所

住 所

堺市栗原47

代表者氏名

吉堂 文明



水道事業者 殿

奈良県桜井市

住民票

(1枚中 1枚目)

個人番号 (省略) 住民票コード (省略)

氏名	吉堂 文明				旧氏	*****			
生年月日	昭和38年10月28日	性別	男	続柄	世帯主	住民となった年月日	昭和38年10月28日		
世帯主	吉堂 文明								
住所	大字栗原4 7番地				住所を定めた年月日	昭和38年10月28日	出生年月日		
前住所									
本籍	奈良県桜井市大字栗原4 7番地				筆頭者	吉堂 文明			
転出先					転出		通知		
備考									

平成27年 1月 4日 改製

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明します。

令和 2年 3月30日



奈良県桜井市長

松井 正剛

第三七六一号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

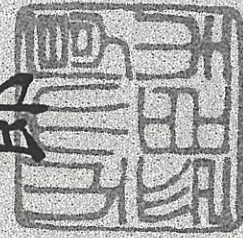
氏名 吉堂 文明

昭和三十八年十月二十八日生

水道法(昭和三十八年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年二月十七日

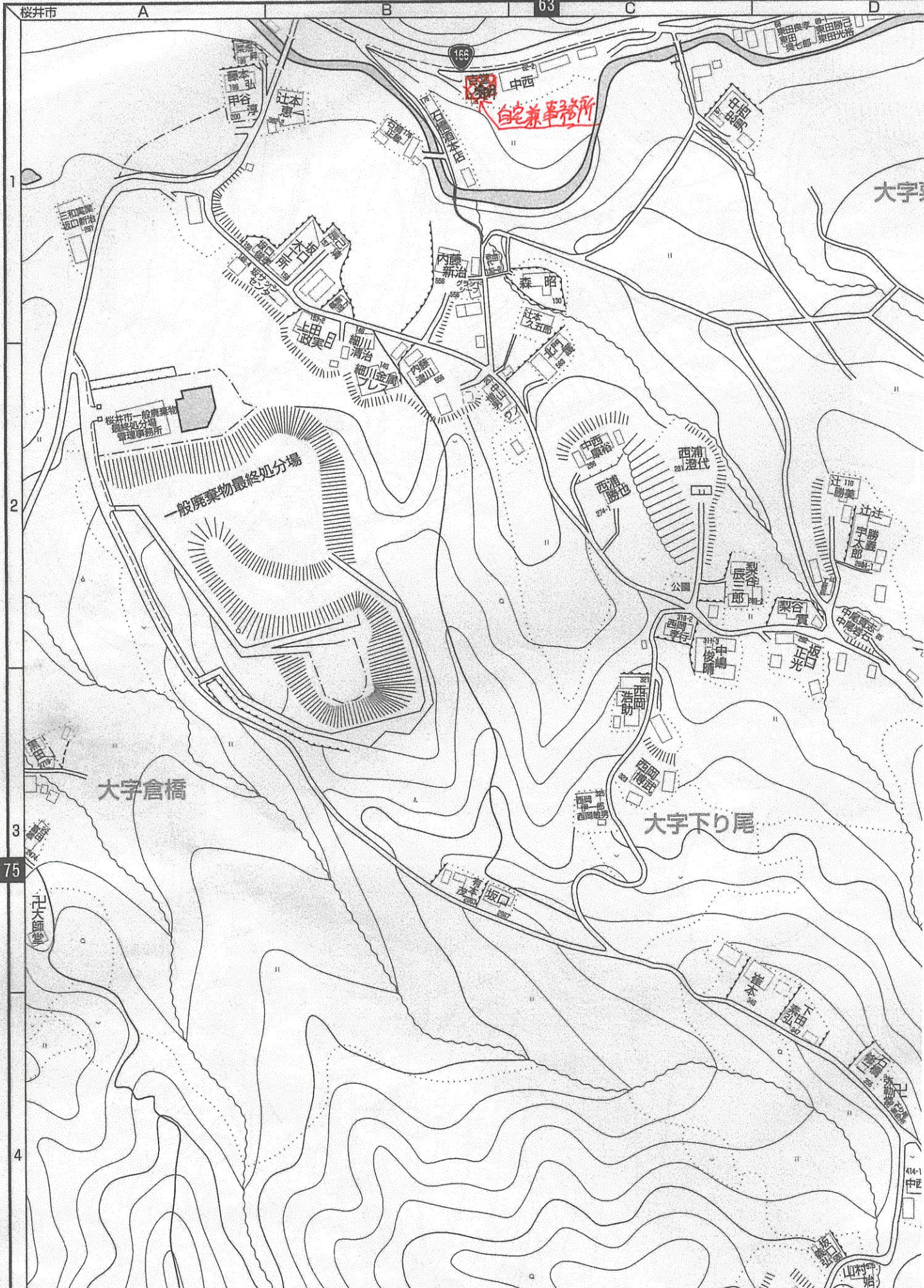
厚生大臣 小泉純一郎

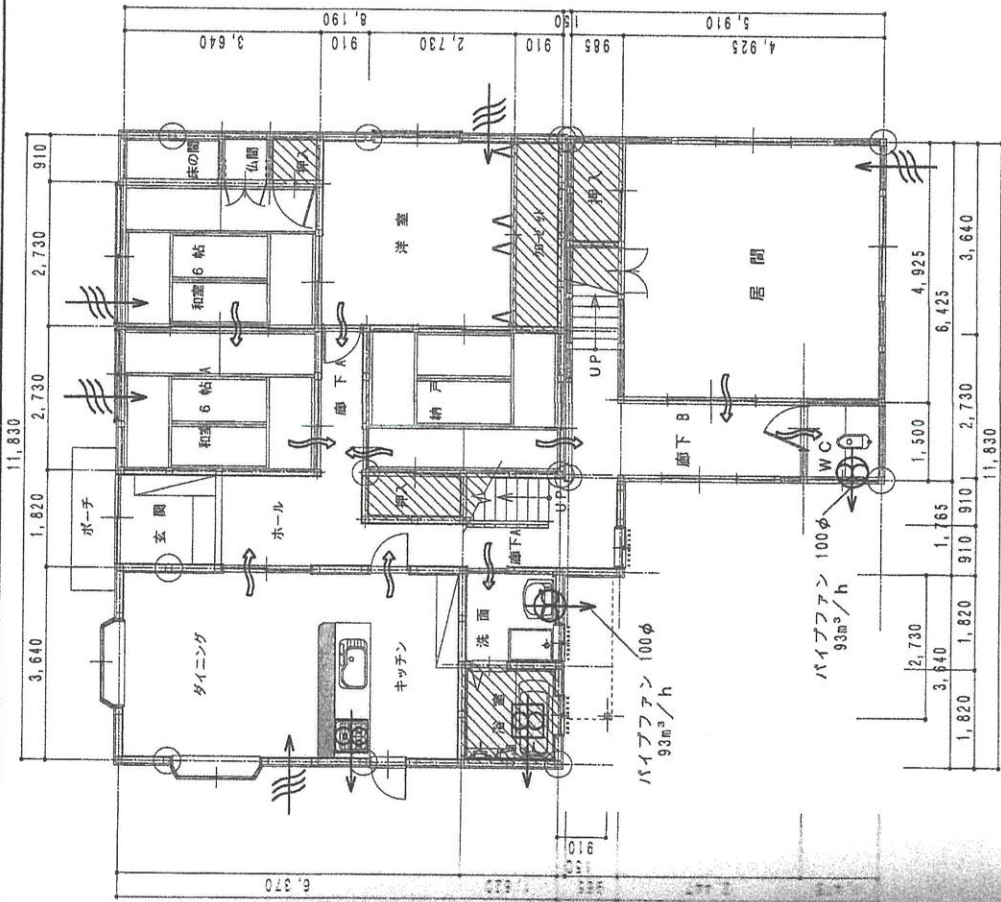


電気・ガス 桜井市指定 上・下水道工事店
 給排水 (株)大隅電気
 空調・衛生
 桜井市大福7-143 ☎(0744)42-3190 FAX43-0935

分譲マンション・分譲住宅・仲介・賃貸借
 株式会社 栄光ホーム
 桜井市大字谷37-10 ☎0744-45-4546代 FAX45-0248

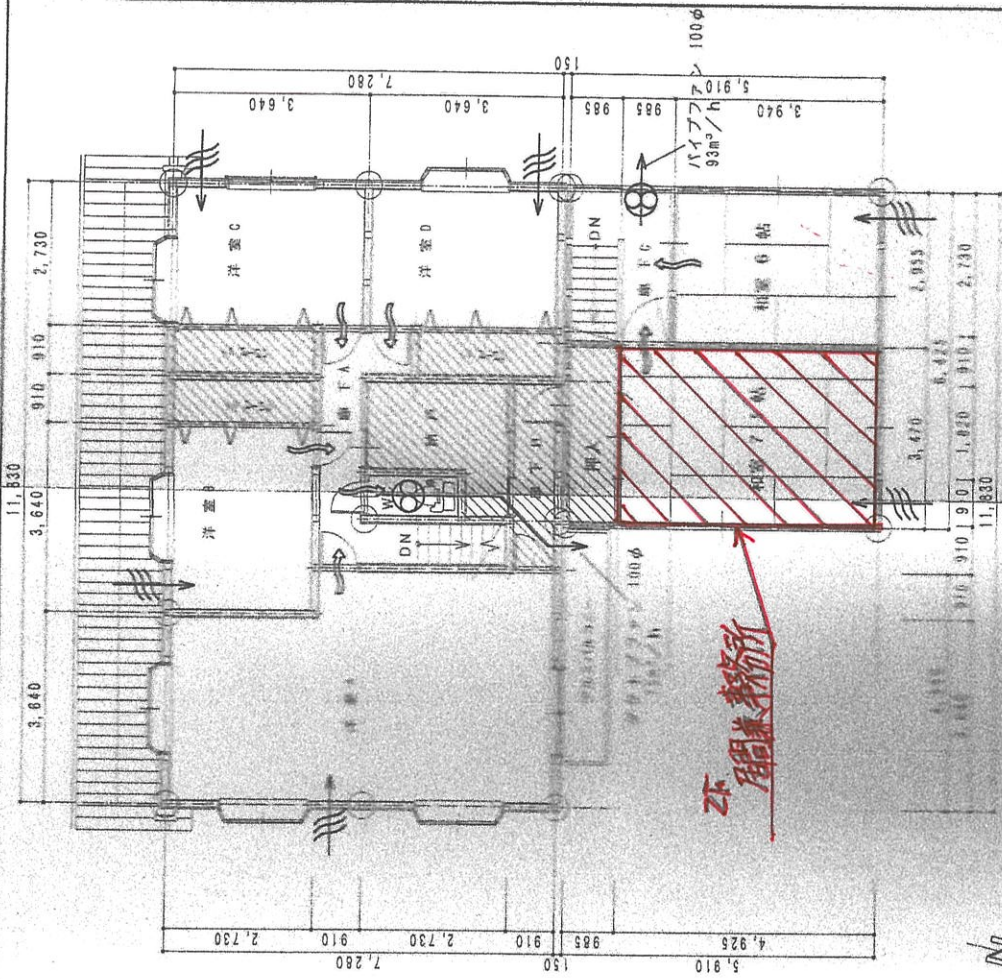
電気・水道・消防・通信設備工事・各社電気製品販売修理
 株式会社 桜井電業社
 桜井市桜井(製本町)66 ☎(0744)42-2640代 FAX43-6864





設計概要
1階平面図 1:100

換気方法	第3種換気設備とする。
給気	各居室に給気口を設置し給気を行います。
排気	1階WC・洗面・2階WC・廊下Cに排気ファンを設置し排気を行います。
通気経路	各居室より廊下・階段・洗面及び便所が換気(通気)経路となります。 その間経路とするドアは、アンダーカットし通気を確保します。
対象範囲	全換気対象外は、1階浴室、クローゼット、押入 2階クローゼット、押入、廊下B、納戸です。



2階平面図 1:100

- 第3種換気設備
全換気対象外のエリア
排気ファン
給気口
局所換気
建具(ドア)等の通気(アンダーカット)

2F 階床新設

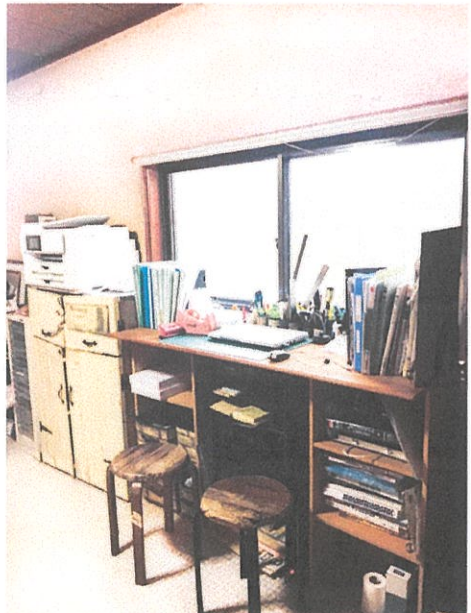
外 観



倉庫・車庫



自宅兼事務所



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 4 月 13 日

申請者 氏名又は名称 **坂口水道工業所**
 住所 **〒633-0014 桜井市栗原47**
 代表者氏名 **吉堂 文明**
 電話番号 **0744-43-0537**
 FAX番号 **0744-43-0537**
 メールアドレス **sakaguchisuidou@gmail.com**



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

 - ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和2年4月13日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

坂口水道工業所

〒633-0014

堺市栗原47

吉堂 文明



選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	坂口水道工業所	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
吉堂文明	第3761号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三七六一号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 吉堂 文明

昭和三十八年十月二十八日生

水道法(昭和三十八年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年二月十七日

厚生大臣 小泉純一郎

